

一宮軟式野球連盟 早朝部 規約

第1条（名 称）

一宮軟式野球連盟早朝部と称する。

第2条（目 的）

早朝部は野球を通じて心身の健康とその技術の向上、部員相互の親睦を図り軟式野球連盟早朝部の健全な発展を目的とする。

第3条（事務所）

早朝部の事務所は早朝部長所在の所に置く。

第4条（組 織）

1. 早朝部は一宮軟式野球連盟に加入しその組織団体早朝部となる。
2. 早朝部に一宮軟式野球連盟より早朝部長1名を任命する。
3. 早朝部に運営委員会を置く。
4. 早朝部長は運営委員長を兼ね次の役員を任命する。

副委員長	1 名
総 務	若干名
書 記	若干名
会 計	若干名
監 査	若干名
運営委員	各チームより1名

なお任期は2年間としてその再任を妨げない。

第5条（選手編成）

1. 毎年規定の登録用紙及び会員証に写真添付し必要事項を記し選手登録を行う。
2. 選手の変更（移動、追加、抹消）については早朝部長の承認を得る。
3. 春季、秋季大会終了時に追加選手登録を行う。
4. チーム間の選手の移動についてはシーズン終了後、移動の両チームの監督の承認があり、その承認を早朝部長に報告され、早朝部長の認可を受けたことにより成立する。
5. チーム及び選手の編成については原則として一宮市在住、勤務であることとするも全日本軟式野球連盟(各支部)に早朝部が設置されるまではこの項を削除する。

6. 不正選手について不正とは選手編成規定1, 2, 3の規定に反するか二重登録の選手のことである。

7. 不正選手発覚の場合

試合中の場合はその所属チームを負けとする。

試合中に相手チームより不正選手であるとの申出ありたるもその確認ができない場合はその試合を続行し、終了後審判員は運営委員長に報告。

運営委員長は早朝部長にその経過を報告、早朝部長は審議会に報告。

審議会の調査、審議しその決定事項に従って処理する。

8. 早朝部部員に限り市民大会との二重登録は制限しない。

第6条（運 営）

運営委員会によって運営される。

第7条（附 則）

原則としてこの規約は早朝部だけに適用されるが、これ以外の場合は連盟規約に基づき運営される事が義務付けされる。

第8条（改 廃）

本規約の改廃は、理事会の決議を要する。

本規約は平成 元 年2月からこれを施行する。

平成29年2月19日 一部改正

平成30年2月11日 一部改正